

## 確 約 書

Pang Chan Yew, Derrick (以下「甲」という。)及びジャパンマテリアル株式会社(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2023年9月15日割当予定の乙株式35,100株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、甲及びBock Chak Boonの所有するGBS(SINGAPORE)PTE. LTD.株式の70%を乙及び乙の子会社であるALDON TECHNOLOGIES SERVICES PTE LTDに譲渡した2023年8月4日から3年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証及び株式会社名古屋証券取引所(以下「名証」という。)に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証及び名証に行うこと並びに東証及び名証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証及び名証にその写しを提出すること並びに東証及び名証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2023年9月15日

甲 (住 所) [REDACTED]  
SINGAPORE [REDACTED]  
(氏 名) Pang Chan Yew, Derrick

印 

乙 (住 所) 三重県三重郡菟野町永井 3098 番 22  
(名 称) ジャパンマテリアル株式会社  
(代表者名) 代表取締役社長 田中 久男



対象が個人の場合、市町区村以降の地番・住居表示については、提出にあたり非表示としてください。  
ただし、黒塗りをするなど、非表示としたことが明示的となるようにしてください。